

# I 静岡県の試験研究機関に係る基本戦略

## 1 位置付け

本県の総合計画である「静岡県の新ビジョン」(計画期間 2018 年度～2021 年度)及びその個別計画である「経済産業ビジョン」(同上)を上位計画とし、試験研究機関の横断的戦略として位置付け、2018 年度から 2021 年度までを計画期間とする試験研究の重点方向や達成すべき数値目標などを定める。

## 2 目的

静岡県の新ビジョン」に掲げる「富国有徳の『美しいふじのくに』の人づくり・富づくり～静岡県を Dreams come true in Japan の拠点に～」の基本理念の下、試験研究機関の持つ技術力(「研究開発」「技術支援」「調査研究」)により、「人」と「富」の創出を図り、本県産業の持続的な発展と安全で安心な県民生活を着実に実現することで、県民の豊かな暮らしを実現することを目的とする。

## 3 基本戦略の概要

「基本戦略の目的」を実現するため、戦略推進のための 5 つのポイントを整理し、この「戦略推進の 5 つのポイント」を踏まえつつ、(1) 各研究所が行う試験研究の重点方向を明確にするとともに、(2) 研究所の推進体制の一層の強化及び(3) 試験研究を支える環境の整備充実についての取組内容を示している。

また、基本戦略に基づき、各研究所が取り組む研究開発、技術支援、調査研究の内容を 4 年間の計画として取りまとめている。

### <戦略推進の 5 つのポイント>

- 1 研究所のコア技術を活かし、現場ニーズに対応した技術支援の一層の推進
- 2 AI、IoT、ICTなどの導入支援等による産業の「生産性向上」への貢献
- 3 「オープンイノベーション」による分野横断型研究の推進
- 4 次世代自動車やヘルスケア産業、海洋バイオ活用など新たな成長分野への挑戦
- 5 国内外の研究ネットワークの積極的な拡充(人材育成・研究交流)

### (1) 試験研究の重点方向

- 1) 試験研究機関は、本県産業の成長に貢献する「研究開発」に注力する。

産業の成長等に貢献する「プロジェクト型研究」にこれまで以上に重点的に取り組む。

- 2) 中小企業や農林水産業の「競争力強化」のための「技術支援」を強化する。

中小企業や小規模企業、農林水産事業者等の競争力強化のため、各研究所の技術力や試験検査機器などを活用し、技術開発や製品の品質向上に対する技術支援を積極的に行う。

- 3) 「安全」で「安心」な県民生活を着実に実現するための「調査研究」に注力する。

大気や水質の保全や感染症・食中毒対策、危険ドラッグの撲滅、創薬探索など、環境、

衛生、医薬分野において県民の安全安心に貢献する調査研究や行政支援を強化する。

## (2) 研究所の推進体制の一層の強化

### 1) 静岡県試験研究調整会議を核とした総合的な研究体制

社会経済情勢が大きく変化する中、各研究所が総合的な研究体制の下、機能的に連携して研究開発を推進していく必要がある。このため、経済産業部長をトップとし、関係部局長等で構成する「静岡県試験研究調整会議」を核として、試験研究の方向性を決定しているが、今後さらに、オープンイノベーションの下、専門家や他機関とのコンソーシアムの構成などにより、一層効果的な研究推進体制を構築していく。

### 2) 研究所の連携による試験研究の推進

試験研究調整会議で決定した研究課題等を円滑に推進できるよう、5研究所の所長で構成する「静岡県研究所長会議」による意思決定を行っているが、上記の対応に呼応して、各研究所レベルにおいても、大学や他機関との一層の連携強化を図るため、各研究所の機能強化を推進する。

## (3) 試験研究機関を支える環境の整備

本戦略に基づく試験研究を円滑に推進するため、試験研究を支える環境の整備充実を図る。具体的には、「経営基盤強化」、「人材育成」、「連携ネットワークの構築」、「知的財産の利活用」、「広報」の5分野において取組を推進する。

## (4) 各研究所計画

「本県産業の持続的発展及び安全・安心な県民生活を実現」するため、試験研究機関は、本県の直面する課題を技術的な側面から解決し、施策の推進を後押ししていく必要がある。

各研究所では、基本戦略に基づいて、重点化した研究開発、技術支援、調査研究に取り組んでいくとともに、これまでの研究で蓄積してきた技術や強みを活用し、今後4年間の個別計画に基づいて行政や業界が求める技術ニーズに迅速に対応する。

## II 産学官の連携による「新成長戦略研究」の実施

「静岡県の試験研究機関に係る基本戦略」に基づき、本県の新たな成長に貢献することを目的とした研究開発を、産学官の連携によって重点的に実施する。

また、実施に当たっては有識者による客観的評価を徹底し、評価結果を踏まえて効果的・効率的に研究開発を進めることにより、より優れた研究成果の創出を推進する。

### 実施予定の課題

#### (1) 次世代産業の創出と展開（6課題）

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
再生医療に貢献する無菌ブタとその飼育システムの開発 (H29～33)	医療材料としての無菌ブタ供給システムの構築や実験用の特殊なブタを開発し、本県医療産業の振興を支援	畜産技術研究所、新産業集積課、畜産振興課、九州大学、県内企業等
次世代型インプラントの型鍛造成形を可能にする設計支援技術の開発 (H30～32) 新規課題	整形外科用インプラントの型鍛造成形後の形状や組織等を高精度に予測できる技術を開発	工業技術研究所、新産業集積課、東北大学、民間企業、県立こども病院
セルロースナノファイバーによる地域産業の活性化 (H28～30)	新材料として成長が期待されるセルロースファイバーの基礎データを蓄積、県内地域企業へ提供することで製品開発を促進	工業技術研究所、商工振興課、東京大、京都大、県内企業等
異種材料接合のための新型プラズマ照射装置の開発 (H29～31)	車体軽量化のため、異種材料の強度な接合に必要で安価な処理装置を開発し、企業の次世代自動車用部品製造を支援	工業技術研究所、新産業集積課、県内企業等
次世代自動車の軽量化に貢献する3D熱変形計測・評価技術の開発 (H29～31)	アルミ合金など軽量化部品の熱変形予測手法を開発し、部品製造企業のコスト削減と生産性の向上を支援	工業技術研究所、新産業集積課、静岡文化芸術大学等
車載光学機器産業を支援する設計・評価・生産支援技術の開発 (H30～32) 新規課題	車載光学機器の設計から生産をカバーできる総合的な技術支援体制を確立	工業技術研究所、新産業集積課、民間企業

#### (2) 農林水産業の競争力の強化（9課題）

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
無人航空機による樹園地の超省力・精密生産管理システムの開発 (H28～30)	傾斜地作業の軽労働化のため、小型無人航空機を活用した超省力・低コスト樹園地管理システムを開発し、生産性を向上	農林技術研究所、農芸振興課、新産業集積課、県内企業等
移動および運搬作業を無人化する農業用自律走行ロボットの開発 (H29～31)	自律走行ロボットにより農作業の運搬・移動を自動化し、農業の労働環境を改善しコストを低減	農林技術研究所、農業戦略課、静岡県農業ロボット研究会等
静岡抹茶の生産拡大に向けたてん茶安定生産技術の開発 (H29～31)	本県の主要な煎茶用品種に適したてん茶の安定生産技術を開発し、県産抹茶のブランド力を強化	農林技術研究所、お茶振興課、民間企業

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
生産基盤拡大に繋がる家畜ふん尿の乾燥及びエネルギー転換技術の開発 (H30～32)新規課題	効率的な家畜ふん乾燥技術及び乾燥家畜ふんのエネルギー利用技術の開発	畜産技術研究所、畜産振興課、農林技術研究所、工業技術研究所、国立研究法人農研機構、民間企業等
多様な需要に対応する県産材の供給情報システムの開発 (H29～31)	ドローンによる森林資源情報の把握とIoTを活用した丸太の供給情報を共有化することで県産材の安定供給体制を確立	農林技術研究所、森林計画課、林業振興課、名古屋大等
エリートツリー種子の早期生産技術の開発 (H30～32)新規課題	エリートツリーの早期生産及び大量生産に関する技術開発	農林技術研究所、森林整備課、岐阜大学、静岡大学、民間企業
大型ブランドニジマスの遺伝育種と供給体制の強化 (H29～31)	大型ニジマスの需要増加に対応し、低魚粉飼料で高成長する新品種を開発し、安定供給体制を確立	水産技術研究所、水産資源課、東京海洋大学等
ふじのくに農水産物の品質・競争力向上と輸出拡大技術の開発 (H28～30)	本県農水産物の輸出促進及び安定した観光資源とするため、鮮度保持・品質保証技術を確立し、特産物を安定供給し、需要を拡大	農林技術研究所、水産技術研究所、マーケティング課、水産振興課、県内企業等
健康長寿静岡の新たな機能性食品産業の創出 (H28～30)	機能性素材のデータベースを構築し、機能性表示制度を活用した新商品を開発により、食品産業を活性化	農林技術研究所、工業技術研究所、畜産技術研究所、水産技術研究所、環境衛生科学研究所、研究開発課、県内企業等

### Ⅲ 静岡県試験研究機関研究評価実施要領

#### (目的)

第1条 この要領は、静岡県試験研究調整会議において審議する静岡県試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）が取り組む試験研究に関する評価の実施について必要な事項を定め、効果的かつ効率的な研究の推進、研究成果の迅速な社会還元等を実現することを目的とする。

#### (基本方針)

第2条 試験研究機関が実施する試験研究については、幅広い分野の有識者による多角的な評価を徹底するとともに、外部評価を研究にフィードバックするPDCAサイクルを徹底し、試験研究事業の迅速で確実な改善、質の向上を推進する。

#### (評価の対象)

第3条 研究課題の評価は、試験研究機関が実施する全ての研究課題を対象とする。ただし、次に掲げる研究課題を除く。

- (1) 競争的資金による研究等、別に外部評価を受ける研究の課題
- (2) 企業等からの受託研究の課題
- (3) 企業等との共同研究で、秘匿性の高い研究課題
- (4) 社会状況等により当該年度内に緊急対応が必要な課題

#### (評価の内容)

第4条 研究課題の評価及び実施時期は、原則として次に掲げる表に示すとおりとする。ただし、一般研究の追跡調査については、研究終了後1年目に実施する。

種 別	実施時期	評価のポイント
事前評価	研究開始年度の前年度	目標や計画の妥当性、予算執行の可否
中間評価	研究開始後の毎年度	課題継続、修正、中止の要否
事後評価	研究終了年度又は翌年度	目標の達成状況、成果の社会還元策の妥当性
追跡調査	研究終了後3年間の毎年度	社会還元の状況や波及効果の把握・分析

2 中間評価において、一般研究課題のうち品種開発や系統造成、海況調査やモニタリング調査の長期的な研究については、実施時期を研究期間の中間年度又は研究開始から5年毎とし、評価方法は項目ごとの5段階評価と総合的な観点からの記述評価とする。

#### (評価委員会)

第5条 評価の対象となる研究課題の事前評価、中間評価及び事後評価は、静岡県

試験研究機関外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。

（円滑な評価の推進）

第6条 研究開発課は、幅広い分野の有識者を評価委員に選任するよう配慮するとともに、外部評価に基づく効果的・効率的な予算執行を推進する。

- 2 試験研究機関は、「静岡県の試験研究機関に係る基本戦略」に沿った研究課題を設定する。
- 3 研究課題の研究計画書、報告書の作成には、できる限り指標・数値等を用いて、定量性を確保するとともに、前年度までに得られた研究成果を基に当年度実施した内容と結果を記述するなど、評価委員会委員が研究の進捗を把握しやすいよう努める。

（事前評価）

第7条 事前評価は、評価委員会において、新成長戦略研究計画書（様式1-2）、一般研究計画書（様式4-1）に基づくヒアリングを踏まえ、新成長戦略研究事前評価票（様式2-1）、一般研究事前評価票（様式3-1）により評価を行う。

- 2 研究課題は、事前評価の結果に基づき、静岡県試験研究調整会議（以下「研究調整会議」という。）において審議し、経済産業部長が決定する。
- 3 試験研究機関は、研究調整会議の審議結果に基づき、研究課題の研究計画書を修正する。

（中間評価及び事後評価）

第8条 中間評価は、評価委員会において、新成長戦略研究中間報告書（様式1-5）、一般研究中間報告書（様式4-2）に基づくヒアリングを踏まえ、新成長戦略研究中間評価票（様式2-2）、一般研究中間評価票（様式3-2-1、様式3-2-2）により評価を行う。

- 2 中間評価において、継続すべきでないとして評価された研究課題は、研究計画を修正の上、評価委員会の再評価を受け、再度継続すべきでないとして評価された場合は、研究調整会議で審議の上、原則として研究を中止する。
- 3 事後評価は、評価委員会において、新成長戦略研究終了報告書（様式1-6）、一般研究終了報告書（様式4-3）に基づくヒアリングを踏まえ、新成長戦略研究事後評価票（様式2-3）、一般研究事後評価票（様式3-3）により評価を行う。

（評価結果等の活用）

第9条 評価結果は、研究調整会議に報告し、研究資源の配分の見直し、研究課題の進行管理等に反映させ、研究内容の向上に役立てる。

- 2 研究開発課は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得状況に配慮しつつ、評価結果及び研究成果を、ホームページ等を利用してわかりやすい形で県民に公開する。

（追跡調査）

第10条 試験研究機関は、新成長戦略研究においては、研究終了後3年間の毎年度、成果の活用状況と今後の実用化の見通しを追跡調査の上、新成長戦略研究成果活用状況報告書（様式1-7）を作成し、研究開発課に提出する。

- 2 一般研究課題においては、研究終了1年後に成果の活用状況と今後の実用化の

見通しを追跡調査の上、一般研究成果活用状況一覧表（様式4-4）を作成し、研究開発課に提出する。

3 研究開発課は、新成長戦略研究成果活用状況報告書（様式1-7）及び一般研究成果活用状況一覧表（様式4-4）に基づき、静岡県試験研究機関外部評価委員会及び研究調整会議を通じて意見を聴取する。

4 試験研究機関は、追跡調査に関する検討結果を次年度以降の研究課題設定に反映するよう努める。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、研究課題の評価に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成23年5月11日から施行する。

附則

この要領の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領の改正は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この要領の改正は、平成30年7月4日から施行する。

